

給付内容の例(案)

	案の概要	給付項目	給付内容
例 1	<p>献血は義務付けまではされていないことを踏まえ、医薬品副作用救済制度と同様の救済内容。</p> <p>ただし、医療費、医療手当は入院相当だけではなく、通院分についても給付対象とする。</p>	医療費 医療手当 障害年金 遺族年金 遺族一時金 葬祭料	実費相当(通院分も含む) 入院3日以上35900円、3日未満33900円(月額) 通院8日以上35900円、8日未満33900円(月額) 1級 年273万円、2級 218万円 ※1 年239万円を3年～10年間(障害年金の支給期間により減額) 716万円 19万円
例 2	<p>同上</p> <p>ただし、献血による健康被害は短期に治癒するものが多いことを勘案して、医療手当の給付額の設定を細かくする。</p>	医療費 医療手当 障害年金 遺族年金 遺族一時金 葬祭料	実費相当(通院分も含む) 入院1日当たり12000円、3日以上35900円(月額) 通院1日当たり4500円、8日以上は35900円(月額) 1級 年273万円、2級 218万円 ※1 年239万円を3年～10年間(障害年金の支給期間により減額) 716万円 19万円
例 3	<p>日本赤十字社の献血者事故見舞金贈呈内規と同等の給付内容</p>	傷病見舞金 (医療費、医療手当相当) 障害見舞金 (障害年金相当) 遺族見舞金 (遺族年金、遺族一時金、葬祭料相当)	療養期間に応じ、2万円以内(10日以内)～92万円以内(11ヶ月以上1年以内) 障害等級1級から14級に応じて32～850万円 ※2 最高670万円以内
例 4	<p>骨髄バンク団体傷害保険と同等の給付内容</p>	通・入院給付 (医療費、医療手当相当) 後遺障害給付 (障害年金相当) 死亡給付 (遺族年金、遺族一時金、葬祭料相当)	通院1日ごと、5000円(180日以内の90日を限度) 入院1日ごと、10000円(180日を限度) 症状が固定した段階、あるいは180日を経過した時点での症状をもとに、障害が残存していれば、その程度に応じて死亡一時金の範囲内で給付。 被害者が180日以内に死亡した場合、1億円を限度

※1 1級…他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの。上肢の障害であれば、「両上肢の機能に著しい障害を有するもの」が相当する。
 2級…必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもの。上肢の障害であれば、「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」が相当する。

※2 日赤の見舞金贈呈内規では、1級は医薬品副作用被害救済制度の1級とほぼ同等。上肢の障害であれば、「両上肢が用をなさなくなったもの」等が相当する。一方、14級に相当するのは「片手の小指が用をなさなくなったもの」等。

健康被害の公的救済制度における給付の状況

資料H

	医薬品副作用被害救済制度	予防接種健康被害救済制度		公害健康被害補償制度
		一類疾病(ジフテリア等) (注1)	二類疾病(インフルエンザ) (注1)	
制度の性格	製薬企業全体による社会的責任に基づいて行われる見舞金的色彩が強い給付	民事上の賠償責任ではなく、国の制度上の補償措置として行われる給付		損害賠償的な色彩を持つ給付(→給付額は慰謝料も加味して設定)
医療費	診察、薬剤・治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院への入院・看護、移送等 実費給付 (病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給)	同 (通院のみの医療についても支給)	左 (病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給)	公害医療機関での療養の給付・例外的に療養費を支給
医療手当	治療に伴う医療費以外の費用(通院に伴う交通費等、入院に伴う諸雑費等) 通院・入院、期間に応じて月額33,900~35,900円 (病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給)	同 (通院のみの医療についても支給)	左 (病院等への入院を要する程度の医療についてのみ支給)	通院・入院、期間に応じて月額23,100~36,000円
障害児養育年金	一定年齢未満の児童を養育する者に対して、その児童の養育の負担に着目して行われる給付 18歳未満の者を養育する者に給付 (年額) 1級 約85万円 2級 約68万円	同 (年額) (注3) 1級 約154万円 2級 約123万円	左 (現在給付対象者が存在せず、給付額は規定なし)	15歳未満の者を養育する者に給付 (現在給付対象者が存在せず、給付額は規定なし)
障害年金	一定以上の障害状態にある一定年齢以上の者の生活保障等を目的に給付 18歳以上の者に給付 (年額) 1級 約273万円 2級 約218万円	同 (年額) (注3) 1級 約491万円 2級 約393万円 3級 約295万円	左 医薬品副作用救済制度と同様	15歳以上の者に給付 (年額)約39万~427万円 (障害等級(1級~3級)に応じた率を傷害補償標準給付月額(年齢階層別、男女別に10万7千円~35万6千円)に乗じた額。(注4))
遺族年金	死亡した被害者の収入により生計を維持していた遺族の生活の立て直し等を目的に給付 年額約239万円を10年間給付 (ただし、障害年金が支給されていた場合、その期間が7年未満は10年からその期間を減じた期間、7年以上は3年間給付)	なし	医薬品副作用救済制度と同様	年額約94~374万円を10年間給付 (遺族補償標準給付基礎月額(年齢階層別、男女別に7万8600円~31万1500円)に相当する額を10年を限度として給付)
遺族一時金	被害者が生計維持者以外である場合に遺族に対する見舞い等を目的として給付 約716万円 (障害年金が支給されていた場合、当該支給額を控除した額)	4300万円 (障害年金が支給されていた場合、その期間に応じて一定率を減じた額)	医薬品副作用救済制度と同様	約283~1121万円 (遺族補償標準給付基礎月額(年齢階層別、男女別に7万8600円~31万1500円)に相当する額の36月分)
葬祭料	葬祭に伴う出費に着目して給付 193,000円	同	左	656,000円

(注1) 予防接種法上の予防接種には定期の予防接種と臨時の予防接種(疾病のまん延予防上緊急の必要がある時に都道府県知事の指示に基づき行う予防接種)があり、後者の場合は、二類疾病であっても一類疾病と同様の給付水準となる。

(注2) 予防接種健康被害救済制度では、遺族一時金を死亡一時金と称している。また、公害健康被害補償制度では、医療費は療養の給付・療養費、医療手当は療養手当費、障害児養育年金は児童補償手当、障害年金は障害補償費、遺族年金は遺族補償費、遺族一時金配属補償一時金と称している。

(注3) 1、2級で在宅介護の場合、在宅での介護については介護加算あり

(注4) 別途、重度の障害で常時介護を必要とする場合には、介護加算あり

献血者の健康被害の態様別発生件数と入通院日数の状況(平成15年度)

	健康被害の態様							合計		
	VVR	VVR転倒	神経損傷	クエン酸中毒	RSD	皮下出血	その他			
通院日数	1日	94	64	108	3		80	161	510	
	2日	6	13	32		1	22	36	110	
	3日	3	9	17			11	12	52	
	4日		2	12			3	7	24	
	5日		3	13		1	1	2	20	
	6日～10日		6	25			3	6	40	
	11日～30日		3	20		5		2	30	
	31日以上			7		2		2	11	
合計	103	100	234	3	9	120	228	797	(1)	
入院日数	1日	3	2					3	8	
	2日		5						5	
	3日	1		1					2	
	4日		1						1	
	5日								0	
	6日～10日								0	
	11日～30日								0	
	31日以上								0	
合計	4	8	1	0	0	0	3	16	(2)	
入・通院件数合計	107	108	235	3	9	120	231	813	(1)+(2)	
(重複)※	1	5	1				3	10	(3)	
入通院なし	5	2	0				0	7	(4)	
医療費等支払件数合計	112	110	235	3	9	120	231	820	(1)+(2)+(4)	
								医療費等支払事例実件数	810	[(1)+(2)+(4)]-(3)

※ 入院、通院の双方を要した件数を示す。

骨髄バンク団体傷害保険 保険の概要

1. 被保険者(保険の対象となる方)

骨髄バンクに登録された骨髄提供者のうち、骨髄の提供に同意した者

2. 保険の内容

被保険者が骨髄移植およびこれに関連した医療処置を行う目的で、自宅を出てから帰宅するまで(7日を限度)の傷害を包括的に補償(通常の傷害保険が対象とする交通事故等のみならず、骨髄移植等と相当因果関係のある傷害も補償)。

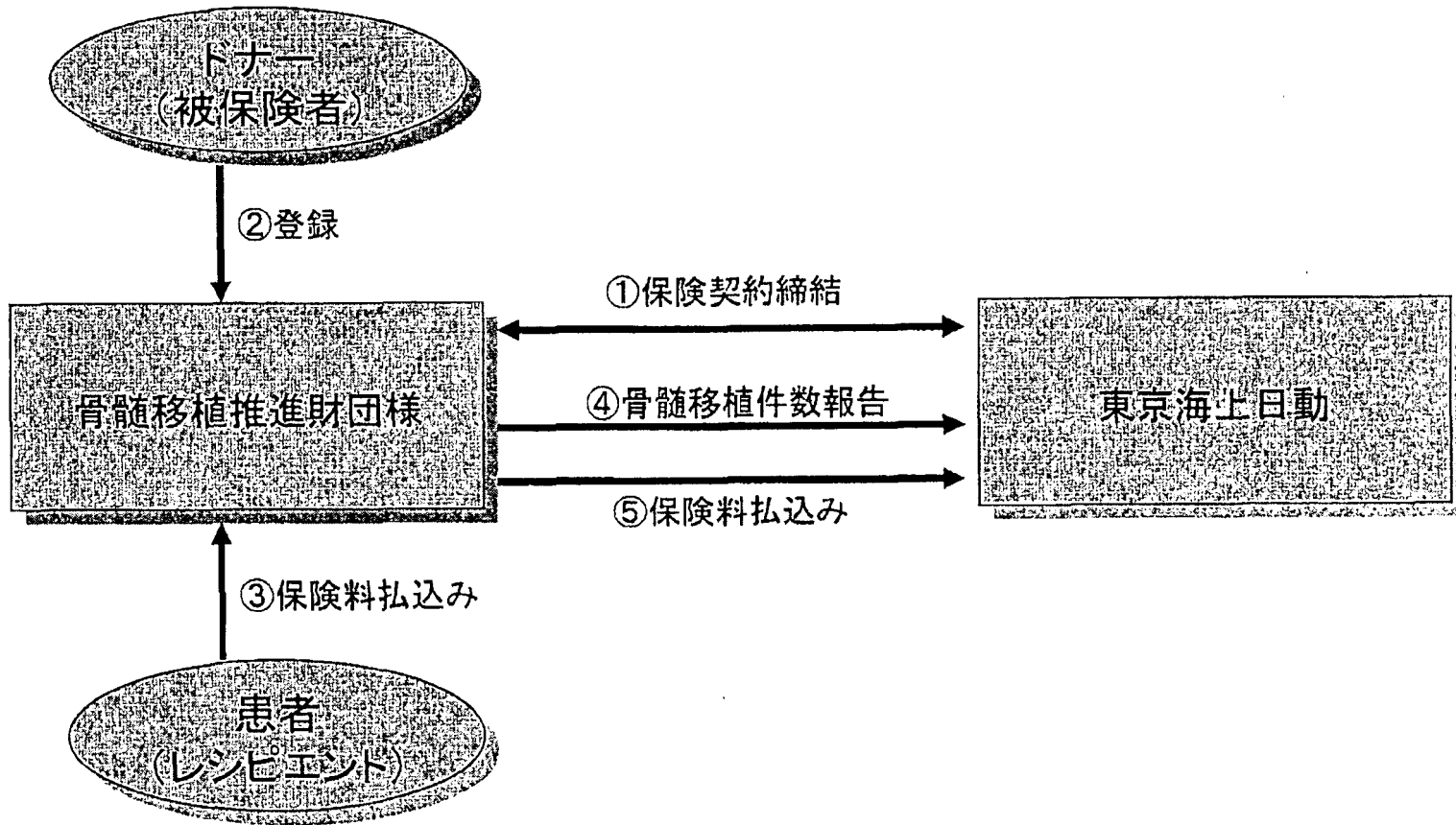
3. お支払いする保険金

死亡保険金	1億円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて上記金額の 3%~100%
入院保険金	1日あたり 10,000円
通院保険金	1日あたり 5,000円

4. 保険金支払い基準

保険会社での保険金支払い基準は、全て保険約款に基づいております。骨髄移植等に起因する傷害につきましては、医療機関からの証明書等をもとに、骨髄移植等と傷害との間に因果関係があると認められた場合に保険金をお支払いします。

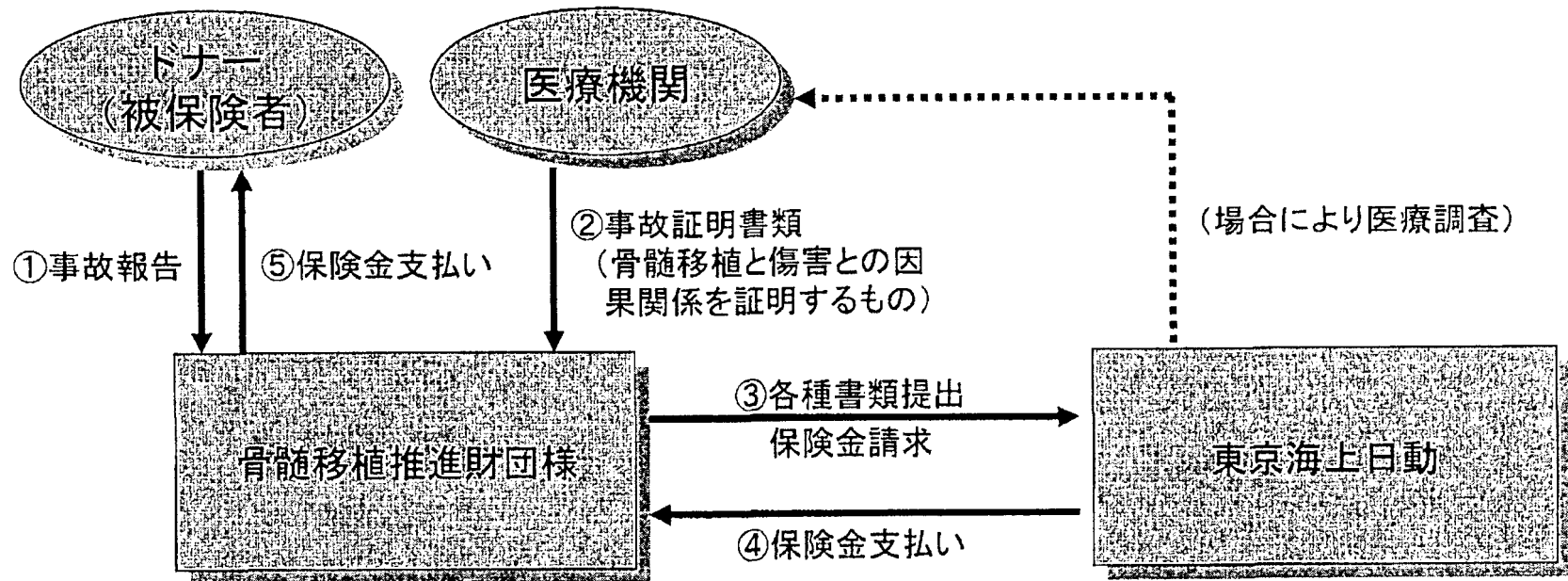
骨髄バンク団体傷害保険 契約事務フロー



骨髄移植推進財団様において以下のご対応をさせていただいております。

- ・被保険者(保険の対象となるドナー)の管理
- ・骨髄移植の際に、患者から保険料の受領
- ・保険会社へ骨髄移植件数の報告ならびに骨髄移植件数に応じた保険料の払込み

骨髄バンク団体傷害保険 事故対応フロー



骨髄移植推進財団様において以下のご対応をさせていただいております。

- ・被保険者からの事故受付
- ・医療機関からの事故証明書類取付等、各種書類の取付
- ・保険会社への各種書類提出および保険金請求
- ・保険金受領および被保険者への保険金支払い

骨髄バンク団体傷害保険特約条項

第1条（当会社の支払責任）

- ① 当会社は、被保険者（保険証券記載の骨髄バンクに登録された骨髄提供者のうち、骨髄の提供に同意した者として、以下同様とします。）が、次項に掲げる期間中に傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の傷害（この特約条項においては、保険証券記載の骨髄バンクに登録された骨髄受容者（以下「骨髄受容者」といいます。）に対する骨髄移植およびこれに関連した医療処置（以下「骨髄移植等」といいます。）によって生じた傷害を含みます。以下同様とします。）を被ったときは、この特約条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。
- ② 前項の期間とは、被保険者が骨髄受容者に対する骨髄移植等を行う目的で被保険者が居住する住居（以下この条において「住居」といいます。）を出てから次の各号のいずれか早い時までの期間をいいます。
 - (1) 被保険者が住居に帰宅した時
 - (2) 被保険者が骨髄受容者に対する骨髄移植等を行う目的で住居を出た日の翌日から起算して7日目の午後12時
- ③ 前項の規定にかかわらず、被保険者の責めに帰すことのできない事由により同項第2号の時までに被保険者が住居に帰宅することができなかった場合、かつ、当社が認めた場合には、第1項の期間とは、被保険者が骨髄受容者に対する骨髄移植等を行う目的で住居を出てから住居に帰宅した時までの期間とします。
- ④ 第1項に規定する骨髄移植に関連した医療処置には、次の各号に掲げるものを含みます。
 - (1) 被保険者が骨髄の提供に同意した後、骨髄移植の準備として行う健康診断、自己血採血等の医療処置
 - (2) 骨髄移植手術後の経過をみるための健康診断等の医療処置。ただし、骨髄移植手術の日の翌日から起算して3か月以内に行われたものに限り、
 - (3) 骨髄移植後、完全に治癒しなかった骨髄受容者に対して行う献血または輸血等の医療処置。ただし、骨髄移植手術の日の翌日から起算して2年以内に行われたものに限り、

第2条（保険金額等）

- ① 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額（以下「保険金額等」といいます。）は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者からの申出があり、当社がこの申出を承認した場合には、同項の保険金額等を増額することができます。

第3条（暫定保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険契約締結と同時に、当社の定める規定に従い骨髄移植の件数を基に計算した暫定保険料を払い込まなければなりません。
- ② 普通約款第2条（責任の始期および終期）第3項の規定は、前項の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（被保険者および骨髄受容者の名簿）

- ① 保険契約者は、常に保険証券記載の骨髄バンクに登録された骨髄提供者および骨髄受容者の名簿を備え、当社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- ② 保険契約者が、当社の認める正当な理由がなく前項の閲覧を拒否したときは、当社は、保険金を支払いません。

第5条（骨髄移植数等の通知および確定保険料の算出）

- ① 保険契約者またはその代理人は、保険契約終了後、遅滞なく、前条第1項の名簿に基づく保険期間中の骨髄移植数および第2条（保険金額等）第2項の規定により増額された保険金額等を、書面により、当社に通知しなければなりません。
- ② 当社は、前項の規定による通知に基づき確定保険料を算出し、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

第6条（保険契約の解除）

普通約款第22条（保険料の返還—解除の場合）第2項の規定にかかわらず、保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、暫定保険料を返還しません。

第7条（普通約款の適用除外）

普通約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）第4項、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）および第15条（保険料の返還または請求—職業または職務の変更に関する通知義務）の規定は適用しません。

第8条（普通約款の読み替え）

- (1) この特約条項については、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）第1項第5号を次のように読み替えて適用します。

「(5) 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、当社が保険金を支払うべき骨髄移植手術および医療処置に起因するものについては、この限りではありません。」
- (2) この特約条項については、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）第1項第6号を次のように読み替えて適用します。

「(6) 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当社が保険金を支払うべき骨髄移植手術、医療処置および傷害の治療については、この限りではありません。」

第9条（普通約款との関係）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

○献血者事故見舞金贈呈内規

(昭和44年4月21日血経第104号 各支部長あて副社長通知別紙)

改正 昭和50年4月血経第63号 昭和55年10月血経第74号
昭和57年7月血経第67号 昭和58年3月総務第41号
昭和59年6月血経第39号 平成11年11月血管第310号

(目的)

第1条 この内規は、日赤の行う血液事業に協力した献血者が、献血に際し発生した人身事故(以下「事故」という)により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合に見舞金を贈り、その善意にむくいるとともに献血事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この見舞金の贈呈は、献血者が次の事故を受け、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合においてこれを行う。

- (1) 献血による採血が直接の原因となって受けた事故
- (2) 血液センターの自動車による送迎中、運転者の過失により受けた事故
- (3) 前各号のほか献血に関連して受けた事故

(見舞金を贈る者)

第3条 この見舞金は、当該事故のあった血液センター(以下「当該血液センター」という)の所長が贈るものとする。

(見舞金の種類)

第4条 この内規により献血者に贈る見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 傷病見舞金(献血者が負傷、又は疾病にかかった場合、その者に対して贈る見舞金)
- (2) 障害見舞金(献血者が負傷、又は疾病にかかり、一応の治ゆ後なお身体に著しい障害が存するとき、その者に対して贈る見舞金)
- (3) 遺族見舞金(献血者が死亡した場合、その者の遺族に対して贈る見舞金)

(見舞金の額)

第5条 前条各号の見舞金の額は、次に掲げる限度額の範囲内において、献血者の事故の程度に応じ、かつ事故の発生原因その他の事情を考慮し、当該血液センター所長がこれを定める。ただしその額が10万円を超える場合は、中央血液センターにあっては、社長の、支部長所管の血液センターにあっては支部長の承認を受けて血液センター所長がこれを定める。

- (1) 傷病見舞金 別表第1に定める
- (2) 障害見舞金 別表第2に定める
- (3) 遺族見舞金 最高670万円以内

2 献血者に特別の事情があるときは、社長の承認を受けて前項各号に定める限度額を超える額の見舞金を贈ることができる。

(見舞金の制限)

第6条 この見舞金の贈呈は、事故発生の日から1年を経過した後においては行わないものとする。

(遺族見舞金を受ける者)

第7条 遺族見舞金を受けるべき遺族の範囲及びその順位等については、日本赤十字社救護規則第28条の規定を準用するものとする。

(本社交付金)

第8条 本社は、この内規による見舞金として血液センターが支出する費用の100分の90に相当する額を当該血液センターに対して交付するものとする。ただし、見舞金の額が7万円以内の場合

合は交付しない。

(本社交付金の申請)

第9条 支部長又は中央血液センター所長は、前条の規定による交付金の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書に様式第2による調書及び次に掲げる書類を添付して、社長に提出しなければならない。

- (1) 傷病見舞金については、医師の診断書
- (2) 障害見舞金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- (3) 遺族見舞金については、医師の死亡診断書

(交付金額の決定)

第10条 社長は、前条の申請があったときは、審査のうえ交付額を決定し、当該血液センター所長に交付するものとする。

(交付金額の減額)

第11条 当該事故により、血液センターが受取り又は受け取るべき自動車損害賠償責任保険、自動車保険普通保険その他これに類する給付金があるときは、見舞金額から当該給付金の額を控除した額について交付額を決定する。

(交付金の支出)

第12条 この交付金は、本社の血液事業資金から支出するものとする。

(内規の準用)

第13条 この内規は、血液センターにおける血液製剤の製造上又は管理上の原因により事故を受けた者に対して準用する。

別表第1

傷病見舞金

療養期間	金額
10日 以内	2万円以
11日 以上20日 以	5万円以
21日 以上1ヵ月未	7万円以
1ヵ月以上2ヵ月未	15万円以
2ヵ月以上3ヵ月未	23万円以
3ヵ月以上4ヵ月未	30万円以
4ヵ月以上5ヵ月未	38万円以
5ヵ月以上6ヵ月未	46万円以
6ヵ月以上7ヵ月未	53万円以
7ヵ月以上8ヵ月未	61万円以
8ヵ月以上9ヵ月未	69万円以
9ヵ月以上10ヵ月未	76万円以
10ヵ月以上11ヵ月未	84万円以

11ヵ月以上 1年以	92万円以
------------	-------

備考 この表における療養期間とは、医師の診断により、当該負傷又は疾病の療養に要すると認められた期間とする。

別表第2

障害見舞金

障害等	金額
1級	850万円以
2級	760万円以
3級	670万円以
4級	580万円以
5級	500万円以
6級	420万円以
7級	350万円以
8級	280万円以
9級	220万円以
10級	170万円以
11級	120万円以
12級	89万円以内
13級	57万円以内
14級	32万円以内

備考 この表における障害等級の区分については、日本赤十字社救護規則の別表第4の附表に掲げる等級の区分によるものとする。

また、被災者の身体障害の程度によるこの表の適用については、同規則の別表に掲げる障害扶助金の項の備考の欄に定めるところを準用するものとする。

様式第1

号

年 月 日

日本赤十字社 社長 殿

日本赤十字社 支部長 印

献血者事故見舞金の贈呈に伴う交付金交付申請書

献血者事故見舞金贈呈内規に基づき、下記のとおり見舞金を贈呈するので交付金を交付されたく、関係書類を添えて申請致します。

記

- 1 事故を受けた献血者の氏名
- 2 見舞金の種類

- 3 見舞金の決定金額
- 4 交付金の交付申請額
- 5 その他

様式第2

献血者の事故に関する調査書

(申請年月日)

事故の種類別		血液センター名				
被災者	1 氏名	2 性別	3 年齢	4 住所	5 職業 [勤務先及び職名を明記すること]	
						6 献血回数
事故発生状況	7 事故発生の日時		8 事故発生の場所			
	9 事故発生の原因ならびにその当時の状況 (具体的に詳記すること)					
10 事故発生後、関係者及び血液センターのとした措置						
11 初診時における傷病名及び傷病の程度					14 死亡した場合は、その死因及び死亡日時	
12 初診時以後の経過と現在の状態						
13 本人の平常における健康状態及び事故当時の心身の状態						
15 上記傷病につき療養の給付を受け得る社会保険の加入状況		健保、国保、その他社会保険の種類、保険者の名称ならびに当該保険の給付の率を記入すること				
16 血液センターが受取り又は受けとるべき自動車損害賠償責任保険自動車保険普通保険その他これに類する給付金とその額					名称額	
17 家族の状況	主なる親族の氏名	本人との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	備考
18 その他の参考事項						
上記のことは、事実と相違ないことを証します。 年 月 日						
						調査責任者職氏名 印

(注) 1 「事故の種類別」の欄には、負傷、疾病、障害の状態又は死亡と記入すること。
2 この表の各欄の中で、該当しないものについては斜線を引き、また調査不能のものについては「不明」と記入すること。

○献血者事故見舞金の贈呈について

(昭和44年4月21日血経第104号 各支部長あて副社長通知)

改正 昭和50年4月血経第63号 昭和55年10月血経第74号
昭和57年7月血経第67号 昭和58年3月総務第41号
昭和59年6月血経第39号 平成11年11月血管第310号

昭和43年11月1日日本連甲第3号をもって、日本赤十字社災害等資金規程が改正施行され、本社及び各支部において積立てる災害等資金の中から、同資金規程第5条第5号に掲げる「献血者が事故にあった場合の見舞金」を支出し得ることとなったことに伴ない、今般別紙のとおり献血者事故見舞金贈呈内規(以下「内規」という)が定められたので、下記事項御留意のうえその運用に遺憾のないよう取り扱われたく通知します。

記

第1 総則的な事項

- 1 この内規は、日本赤十字社の行う血液事業に協力した献血者が、献血に際し事故を受けた場合、速やかに適切な措置を執り得よう見舞金贈呈の基準を定めるとともに、血液センターの財政負担の軽減を図るため本社交付金の制度を設けることとしたものであること。
- 2 献血者が、献血に際して事故を受けた場合、その事故に関する問題解決の態様如何によっては、この見舞金は賠償金としての意味をもつ場合もあること。
- 3 この内規による見舞金の贈呈の対象は、内規第2条に定める範囲のものであるが、特に献血が間接的な原因となる事故については事故の原因状況等を十分調査して、献血に起因するものか否かを見て、見舞金贈呈の要否を判断すること。
- 4 見舞金の贈呈は、時機を失することなく誠意をもって処理するよう配慮すること。

第2 見舞金に関する事項

- 1 見舞金の贈呈は、内規第3条により当該血液センターの所長が贈ることとなっているが、事故の態様その他諸般の状況に応じて適宜支部長名をもって行って差支えないこと。
- 2 この内規による見舞金を贈呈することが適当と認められたときは、事故の原因その他の事情について十分調査を行い、必要がある場合は、目撃者、その他の関係者から事実証明等の調査をとり、かつ必ず医師の診断書を徴し、これらにもとづいて見舞金の額を決定すること。
- 3 すでに見舞金の贈呈を受けた献血者が、その療養期間中において、更に症状が悪化し、当初の診断による療養期間を過ぎてもなお引続き療養が必要となった場合は、必要に応じて見舞金の追加贈呈を行うことができるものであること。
- 4 次の場合に該当するときは、その賠償又は給付もしくは補償を受ける額等を考慮し、内規第5条に掲げる見舞金の額を減ずるものとする。
 - (1) 第三者の故意又は過失によって生じた事故である場合において、献血者又はその遺族が当該第三者から損害賠償を受けたとき、又はこれを受け得ることが明らかなきとき。
 - (2) 献血者が、健康保険その他の社会保険の被保険者であって、医療費について10割の給付を受け得るとき。
- 5 内規第5条第2項に定める見舞金の贈呈の特例については、通常の場合は予想されないものであるが、支部長又は中央血液センター所長が真に増額を必要とするやむを得ない事情があると認められたときは、その詳細な理由を付して必ず事前に社長の承認を受けること。
- 6 献血者が死亡した場合に贈呈する遺族見舞金は、日本赤十字社救護規則第28条の規定を準用することとするものであるが、この場合の遺族の順位の確認については、特に慎重を期し、戸籍謄本又は住民票その他の書類の提出を求め、当該献血者と遺族の身分関係を調べた上で見舞金を贈呈するものであること。

第3 本社交付金に関する事項

- 1 内規第9条によって、支部長又は中央血液センター所長から申請された本社交付金の基礎

となるべき見舞金の額が、この内規に定める基準に照らして適当でないと認めるときは、交付金の交付を行わないが又は、本社が査定した見舞金額による100分の90を交付額として決定し、当該血液センターに交付するものであること。

- 2 当該事故について、血液センターが受取り又は受け取るべき自動車損害賠償責任保険、自動車保険普通保険、その他これに類する給付金があるときは、血液センターが支出する見舞金額からこれらの給付金を控除した額について交付額を決定し交付するものであること。

第4 本社交付金の申請手続に関する事項

- 1 本社交付金の申請にあたって、当該見舞金の額が、内規第5条に定める額より低い場合は、その額を減じて決定した事由を申請書(内規第9条の様式第1によるもの)の「その他の参考事項」の欄に、必ず記載すること。
- 2 献血者に対して傷病見舞金を追加贈呈する場合、献血者が療養の結果障害の状態となったことに伴ない、あらためて障害見舞金を贈呈する場合、又は傷病見舞金の贈呈を受けた献血者が死亡したことに伴ない遺族見舞金を贈呈する場合において本社交付金の申請を行うときは、申請書に必ずその旨を追記し、かつ前回の見舞金を贈呈した時期及び金額を書き添えること。なおこの場合、すでに前回の見舞金に伴う交付金の交付を受けたものについては、内規第9条に定める調書を添付する必要はないが申請書の「その他の参考事項」欄に、必ず次の事項を記載すること。
 - (1) 傷病見舞金又は障害見舞金にあっては、前回の申請時以後の経過と現在の症状又は状態
 - (2) 遺族見舞金にあっては、前回の申請時以後の経過とその死亡日時及び死因ならびに見舞金を受ける者の住所、氏名及び献血者との続柄
 - (3) その他前回の申請時に添付した調書の記載事項の中で特に変動があった事項、又は追加すべき事項
- 3 傷病見舞金の贈呈に伴う本社交付金の申請にあっては、その申請前7日以内に発行された医師の診断書を添付すること。

第5 その他の事項

- 1 この内規は、血液センターにおける血液製剤の製造上又は管理上の直接の原因により輸血を受けた患者が、事故を受け、見舞金を贈る必要が生じた場合に、準用するものであること。
- 2 この内規による見舞金の贈呈を受けた者については、所得税法第9条第1項第16号の規定により、同法施行令第30条第3号に定める「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」の条項に該当(国税庁、特別審理室の見解による)し、非課税扱いを受けるので、これを受領する献血者又はその遺族が、これによって所得税を課せられることはないこと。
- 3 この内規による見舞金の支出に伴ない、血液センターの負担額(100分の10)の範囲内において、支部の災害資金の中から、適宜繰出し負担されるよう配慮されたいこと。
- 4 この内規は、昭和44年4月1日以降に発生した事故について適用するものであること。

別紙 略

○献血者事故見舞金贈呈内規についての照会に対する回答

(昭和44年12月3日血経第256号 各支部事務局長あて血液事業部長通知)

今般北海道支部事務局長より献血者事故見舞金贈呈内規の疑義について別紙(1)のとおり照会があり、別紙(2)のとおり回答したので御了知願いたい。

別紙(1)

献血者事故見舞金贈呈内規の疑義について照会

(昭和44年10月24日赤北事第832号 日本赤十字社血液事業部長あて日本赤十字社北海道支部事務局長照会)

献血者事故見舞金贈呈内規について下記の諸点につき疑義がありますので至急ご見解をお示しいただきたくお願いをいたします。

記

- 1 第2条(1)の「献血による採血が直接の原因となって受けた事故」の中に採血の準備行為である血液型判定等によって生じた事故が含まれるか
- 2 第2条(2)の「血液センターの自動車による送迎中」の意味は献血を要請した献血者の使用した自動車による事故が含まれるか
- 3 第2条(3)の「前各号の外献血に関連して受けた事故」の具体的事例について
- 4 第4条(2)の「傷害見舞金」は第6条見舞金の制限により1年を経過した後においては贈呈しない事となっているが後遺症との関連においてこの1年間という制限はどの様に解釈したらよいか

別紙(2)

(昭和44年12月3日血経第256号 日本赤十字社北海道支部事務局長あて日本赤十字社血液事業部長回答)

昭和44年10月24日赤北事第832号をもって照会のあった標記の件については、下記のとおり回答します。

記

(照会の第1項について)血液型判定等の行為が、採血の際の事前の準備行為としておこなわれるものであるならば、それによって生じた事故は、当然含むものであること。

(照会の第2項について)第2条(2)は、血液センターの自動車による場合に限るものであること。

ただし設問の場合の事故については、献血者事故見舞金贈呈内規第2条(3)の「前各号の外、献血に関連して受けた事故」の項において検討されることとなるが、個々の具体例にもとづき、その事故の発生の態様等を明らかにして結論を出すべきものであること。

(照会第3項について)前項の事例もこの事故の範囲に含まれる性質のものであるが、例えば、献血者が、血液センターの階段や、移動採血車のステップを踏みはずして事故を受けた場合或は照明用のスタンドが倒れ事故を受けた場合、その他血液センターの建物や設備の不完全、使用管理上の欠陥等により事故を受けた場合が考えられること。

(照会第4項について)個々の事例により1年の経過後において見舞金を贈呈することの必要性が生ずることも皆無とは云い難いが、見舞金としての性質もあり、この内規の建前として見舞金贈呈の期限を事故発生の日から一応1年としたものであること。